

河川事業の評価手法に関する当面の検討事項

1 背景

河川事業の事業評価については、平成10年度より新規事業採択時評価及び事業中の再評価を実施し、平成15年度より事業完了後の事後評価を実施しているところであり、「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づき費用便益分析を実施するとともに、その他の事業効果や事業実施環境を加味した総合的な評価などを実施しているところである。

今般、これまでの事業評価の運用実績、新たな知見や最新データ、東日本大震災の被害の状況等を踏まえ、河川事業の評価手法の充実に関する検討を行う。

2 検討事項

(1) これまで見込まれていない評価項目の定量的な評価手法

ハリケーン・カトリナ水害、東日本大震災における津波、台風12号水害、タイ・チャオプラヤ川洪水等で多くの人命が失われるとともに、復旧に長期間を要し、甚大な波及被害が発生した。これを踏まえ、貨幣換算の困難さ、便益の重複計上といった課題のため現時点での便益計上は困難であるものの、評価項目として重要であり、かつ定量化が可能であると考えられる以下の項目について、定量的な評価手法及び事業評価における適用可能性等を検討する。また、これらの評価項目を流域における水害リスク管理へ活用すること等についても、今後検討する。

- ・人的被害
- ・交通途絶による波及被害
- ・ライフラインの供給支障による波及被害
- ・経済被害の域内・域外への波及被害
- ・医療・社会福祉施設の機能停止による波及被害
- ・行政の機能停止による波及被害
- ・地下空間の被害
- ・水害廃棄物の発生
- ・文化財の被害
- 等

(2) 長期効用資産であることを踏まえた評価手法

堤防等の治水施設は適切な管理を行えば、実態上半永久的に効用を発現する資産であるにもかかわらず、社会的割引率を用いて現在価値化する現行の評価手法では、長期の効用が算定上極少となることから、治水施設そのものの性格に即した評価のあり方等について検討する。

(3) 残事業の投資効率性が基準値を下回った場合の取扱い

河川整備計画等の一連の計画全体としては投資効率性が基準値を上回っているにもかかわらず整備手順等から残事業が基準値を下回るケースについての取扱いについて検討する。

(4) その他（最新のデータ等の反映）

現行の浸水深別被害率等（H5年～8年頃のデータに基づき算定）について、昨今の大規模水害等の新しいデータを追加して改定することを検討する。